

令和3年度

**「千一〇医療福祉演習」
人間福祉学科の紹介**

保健福祉学部人間福祉学科

学科説明の内容

(1) 全体説明

はじめに、この資料を使って、人間福祉学科で学ぶ“ソーシャルワーカー”の役割を説明します。

(2) 事例のデモンストレーション

ソーシャルワーカーとしての事例に対するかかわり方のデモンストレーション（面接場面のロールプレイなど）を行います。

(1)全体説明

ソーシャルワーカーの役割

“ソーシャルワーカー”とは

“ソーシャルワーカー”は、様々な生活上の困難を抱えた人に対して相談援助を行う専門職です。

- ◆ 病気や障害、失業、経済的困窮をはじめとする生活上の困難は、誰にでも生じる可能性があるものです。
- ◆ ソーシャルワーカーは、様々な生活上の困難を抱えた本人やその家族から話を聞いた上で、困難を解決するために最も適した制度やサービスにつないだり、他の専門職や関係機関、インフォーマル資源と連携するなど、本人やその家族の生活を支える支援をしていきます。

“ソーシャルワーカー”とは

- ◆ ソーシャルワーカーの国家資格に、「社会福祉士」と「精神保健福祉士」があります。

(注)業務独占ではなく、名称独占資格です。

- ◆ ソーシャルワーカーは、児童や高齢者、障害者が利用する社会福祉施設・機関のほか、福祉事務所などの行政機関、病院など、様々なところで働いています。
- ◆ 病院をはじめとする保健医療分野で働くソーシャルワーカーを、「医療ソーシャルワーカー」(Medical Social Worker; MSW)と呼びます。

“ソーシャルワーカー”の仕事

◆「病気になって働けなくなった患者」を例にあげると、次のような様々な生活上の問題が生じます。

- ・本人も家族も、病気になったことや働けなくなったことを受け止めきれずに混乱している。家族関係も難しくなっている。
- ・高額な医療費が払えない。
- ・収入がなくなり、本人・家族とも生活に困っている。
- ・病院からは早期に退院するよう求められるが、自宅に帰っても看病できる人がいない。などなど

このような、様々な生活上の問題の解決を支援していくのが“ソーシャルワーカー”（保健医療分野では“医療ソーシャルワーカー”）の仕事です。

医療ソーシャルワーカー業務指針

医療ソーシャルワーカーの業務については、「医療ソーシャルワーカー業務指針」（平成14年厚生労働省保健局長通知）があります。その中で、次の6項目の「**業務の範囲**」が示されています。

(1) 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助

(2) 退院援助

(3) 社会復帰援助

(4) 受診・受療援助 (省略)

(5) 経済的問題の解決、調整援助

(6) 地域活動 (省略)

今日は、事例に関連のある部分のみ説明します。

医療ソーシャルワーカー業務指針

(1) 療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助

入院、入院外を問わず、生活と傷病の状況から生ずる心理的・社会的問題の予防や早期の対応を行うため、社会福祉の専門的知識及び技術に基づき、これらの諸問題を予測し、患者やその家族からの相談に応じ、次のような解決、調整に必要な援助を行う。

- ① 受診や入院、在宅医療に伴う不安等の問題の解決を援助し、心理的に支援すること。
- ② 患者が安心して療養できるよう、多様な社会資源の活用を念頭に置いて、療養中の家事、育児、教育就労等の問題の解決を援助すること。

医療ソーシャルワーカー業務指針

「療養中の心理的・社会的問題の解決、調整援助」（続き）

- ③高齢者等の在宅療養環境を整備するため、在宅ケア諸サービス、介護保険給付等についての情報を整備し、関係機関、関係職種等との連携の下に患者の生活と傷病の状況に応じたサービスの活用を援助すること。
- ④傷病や療養に伴って生じる家族関係の葛藤や家族内の暴力に対応し、その緩和を図るなど家族関係の調整を援助すること。
- ⑤患者同士や職員との人間関係の調整を援助すること。
- ⑥学校、職場、近隣等地域での人間関係の調整を援助すること。
- ⑦がん、エイズ、難病等傷病の受容が困難な場合に、その問題の解決を援助すること。
- ⑧患者の死による家族の精神的苦痛の軽減・克服、生活の再設計を援助すること。
- ⑨療養中の患者や家族の心理的・社会的問題の解決援助のために患者会、家族会等を育成、支援すること。

医療ソーシャルワーカー業務指針

(2) 退院援助

生活と傷病や障害の状況から退院・退所に伴い生ずる心理的・社会的問題の予防や早期の対応を行うため、社会福祉の専門的知識及び技術に基づき、これらの諸問題を予測し、退院・退所後の選択肢を説明し、相談に応じ、次のような解決、調整に必要な援助を行う。

- ① 地域における在宅ケア諸サービス等についての情報を整備し、関係機関、関係職種等との連携の下に、退院・退所する患者の生活及び療養の場の確保について話し合いを行うとともに、傷病や障害の状況に応じたサービスの利用の方向性を検討し、これに基づいた援助を行うこと。

医療ソーシャルワーカー業務指針

「退院援助」（続き）

- ②介護保険制度の利用が予想される場合、制度の説明を行い、その利用の支援を行うこと。また、この場合、介護支援専門員等と連携を図り、患者、家族の了解を得た上で入院中に訪問調査を依頼するなど、退院準備について関係者に相談・協議すること。
- ③退院・退所後においても引き続き必要な医療を受け、地域の中で生活ができるよう、患者の多様なニーズを把握し、転院のための医療機関、退院・退所後の介護保険施設、社会福祉施設等利用可能な地域の社会資源の選定を援助すること。なお、その際には、患者の傷病・障害の状況に十分留意すること。
- ④転院、在宅医療等に伴う患者、家族の不安等の問題の解決を援助すること。
- ⑤住居の確保、傷病や障害に適した改修等住居問題の解決を援助すること。

医療ソーシャルワーカー業務指針

(3) 社会復帰援助

退院・退所後において、社会復帰が円滑に進むように、社会福祉の専門的知識及び技術に基づき、次のような援助を行う。

- ①患者の職場や学校との調整を行い、復職、復学を援助すること。
- ②関係機関、関係職種との連携や訪問活動等により、社会復帰が円滑に進むように転院、退院・退所後の心理的・社会的問題の解決を援助すること。

(5) 経済的問題の解決、調整援助

入院、入院外を問わず、患者が医療費、生活費に困っている場合に、社会福祉、社会保険等の機関と連携を図りながら、福祉、保険等関係諸制度を活用できるように援助する。

経済的問題の解決に活用できる制度

経済的問題は、多くの患者・家族が直面する問題であり、制度の活用を支援していくことはソーシャルワーカーの重要な役割の一つです。

その一部を紹介すると・・・

- ◆ 医療費が高額になった時には、「高額療養費制度」の手続きによって一定額が戻ってきます。
- ◆ 障害が残った時は、「障害年金」の受給や「障害者手帳」の交付を申請できます。
- ◆ 収入がなく(少なく)生活に困る場合には、「生活保護」の受給も考えられます。

(注)それぞれ、受給要件や認定基準が細かく決められており、申請すれば必ず認められるわけではないことに注意が必要です。

ソーシャルワーカーによる面接

ソーシャルワーカーは、患者や家族にどのような支援が必要かを考えていくために、面接を行います。

面接で聞き取る内容の一部を紹介すると…

(1) 生活歴・病歴

本人や家族のこれまでの生活状況や、病気の発症によって生活がどのように変化したか、など

(2) 経済状況

医療費を負担できるか、病気による家計への影響(例: 生活費、子どもの教育費、住宅ローン)、など

ソーシャルワーカーによる面接

(3) 家族状況

家族構成、家族内の役割(例:一家の大黒柱としての役割、主婦・母親としての役割)、家族関係の変化など

(4) 本人の希望

現在の状況をどのように受け止めているか、不安や悩み、これからどのような生活をしていきたいか、など

(5) 家族の思い

現在の状況をどのように受け止めているか、不安や悩み、これからどのような生活をしていきたいか、など

(6) インフォーマル支援

本人をサポートできる親族や友人、同僚等の状況など

(2)事例のデモンストレーション

ソーシャルワーカーとしての かかわり方

デモンストレーションで、特に注目していただきたいポイントは・・・